

2025年（令和7年）7月1日

施設を運営する事業者 様

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課
福祉サービス担当課長

物価高騰に伴う障がい福祉サービス事業所等への食材料費の支給について（御案内）

平素より、本市の福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

物価高騰によって、運営経費が増加し、事業所運営にも苦慮されていることと存じます。

このような状況に鑑み、本市では、障がい福祉サービス事業所等を支援するための給付金を支給することといたしましたので、お知らせします。

支給に関する詳細は、別紙の「福山市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業について」を御確認ください。

【問合わせ先】

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

事業者指定・指導担当

TEL：(084)928-1261 FAX：(084)928-1730

mail：shougai-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業について

1 趣旨

物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業所等への支援として臨時的に給付金（食材料費）を支給し、物価高騰等で事業運営に苦慮している障がい福祉サービス事業所・施設を支援するものです。

2 対象事業者

障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく指定障がい福祉サービス等を提供し、かつ、次のすべてに該当する事業所又は施設を運営する事業者

- （１）支給対象のサービス種類：障害者支援施設（施設入所支援）、障害児入所施設
- （２）所在地が福山市内である。
- （３）２０２５年（令和７年）７月１日時点（支給基準日）において、指定障がい福祉サービス等の提供を行っている。

3 支給金額

別表のとおり

4 申請方法等

前回（２０２５年（令和７年）２月１４日締切）実施した「障がい福祉サービス事業所等食材料費」の支給を受け、振込口座等に変更がない場合は、新たに申請書を提出していただく必要はありません。前回（２０２５年（令和７年）２月１４日締切）の支給決定内容に応じ、別表に区分する額を支給します。

ただし、次に該当する場合は、「申請書」又は「辞退届」を必ず提出してください。

- 申請書：①２０２５年（令和７年）１月２日以降に新たに指定（法人の変更を含む）を受けた事業所がある場合
②事業所の休廃止又は再開等により、運営する支給対象事業所が前回と異なる場合
③振込口座を変更する場合

- 辞退届：①支給を辞退する場合
②支給基準日までに支給対象事業所等を運営しなくなった場合

【留意事項】

※申請書類は、メール又は郵送で提出してください。

提出時、メールの場合は件名の初めに、郵送の場合は封筒の表に【食材料費申請書類】と記載いただきますようお願いいたします。

※申請書類は、福山市のホームページからダウンロードしていただき、必要な事項及び必要書類は、様式を御確認ください。

5 申請期間

２０２５年（令和７年）７月１日（火）～同月１５日（火）まで

6 支給時期

支給の時期は、通知書を発送後、２０２５年（令和７年）７月下旬に口座へ振込予定です。

※振込みは、振込記録により御確認ください。

※支給は、各支給対象事業所等につき１回限りです。

【食材料費の額】

サービス等の種類	区分	金額等
障害者支援施設（施設入所支援） 障害児入所施設	施設・入所系 サービス	1食当たりの食材料費 24円 1日当たりの食数 3食 対象日数 214日

備考

- 食材料費は、支給対象期間を2025年（令和7年）4月から同年10月までとし、定員数（複数のサービス種類を併せて運営する事業所の定員数は、当該複数のサービス種類のうち最大の定員数）に対して単価等に乗じて算出された額を支給することとする。